平成２２年（フ）第１６１３号
堺市中区福田260番地27
債務者　北原美栄子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８３号
堺市西区草部1021番地　１棟307号
債務者　田中　勝弘
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６８９号
大阪府松原市天美北６丁目511番地の28
債務者　吉岡　一徳
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１８号
堺市美原区多治井166番地16、前住所大阪市此花区伝法６丁目１番29号
債務者　津田　健次
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３５号
堺市北区東雲東町１丁４番20号　アバンドール東雲501号神野方
債務者　有本　美香
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４７号
堺市堺区錦之町東２丁１番13号
債務者　土井　　修
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６９号
堺市堺区東上野芝町１丁43番地２
債務者　富士工業こと　小岸富士夫
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
神奈川県相模原市南区磯部1466番地７　ドウエル大隅102号室
債務者　川上　皓三
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
北海道滝川市泉町２丁目14番34号
債務者　稲垣　光雄
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県日立市助川町４丁目７番８号
債務者　平澤　康則
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９９号
茨城県日立市十王町伊師3872番地の12
債務者　添野惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２８６号
群馬県館林市松原３丁目13番地の６　ファーストビル―205
債務者　仙田　　昇
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５３３号
埼玉県熊谷市新堀1228番地２　八平前団地１－１
債務者　細越澤さよ子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０９号
新潟県上越市中央５丁目15番26号
債務者　太刀川輝子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４９０号
愛知県一宮市大和町馬引字東中境74番地ファミール大和102号
債務者　坂下　竜二
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９１号
愛知県一宮市大和町馬引字東中境74番地ファミール大和102号
債務者　坂下さやか
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９４号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代43番地６
債務者　多田　昌平
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部